

生活環境マニュアル

ごみ排出遵守事項

騒音など迷惑行為防止遵守事項

ペット飼育遵守事項

セソール川崎京町ハイライズ管理組合

平成14年2月改定

目 次

ごみ排出遵守事項

I	ごみ排出方法の遵守	1～6
II	ごみの減量とりサイクルの実践	6～7
III	家電リサイクル法	8
IV	廃棄物減量指導員	8
V	ごみ排出方法一覧表	9
	騒音など迷惑行為防止遵守事項	10

ペット飼育遵守事項

I	ペット飼育の基本ルール	11
II	セゾールペットの会の会則	12
III	飼い主の行う手続き	13～14
IV	ペット飼育マナー	14～15
V	飼育が禁止されるもの（神奈川県動物保護管理規則）	16

ごみ排出遵守事項

I. ごみ排出方法の遵守

ごみは、次の8種類：①普通ごみ ②粗大ごみ ③空き缶 ④ペットボトル ⑤空きびん ⑥雑金属 ⑦使用済み乾電池 ⑧蛍光灯に分けて分別収集されます。⑨ペット死体は各自処理とします。

排出方法、排出日を遵守してください。

【本事項巻末に一覧表にして整理しました。】

特に、注意したい事は、資源化物をごみとして出さないことです。

資源化物とは、新聞雑誌、ダンボール、牛乳パック、古布、生びん、等で資源化物回収置場に出してください。

(I) 普通ごみ

収集するもの・・・台所ごみ、木片、枝、ガラス、プラスチック、蛍光灯（割れた）、陶磁器、化粧品用びん、資源化物として回収できない紙製品（禁忌品）。

（分別収集を実施しているもの及び爆発性・感染性・有毒性のあるものは除きます。）

排出方法

- ① ごみ集積所の青、黄色のコンテナーに入れてください。
- ② 袋は透明、半透明のものを使ってください。黒い袋は使用を禁止されています。
- ③ 台所のごみ、生け花類は、良く水を切ってから出してください。
- ④ 天ぷら油等の廃油は、新聞紙古布等にしみ込ませて出してください。
- ⑤ 掃除機のごみ、動物の毛等は、飛ばないよう袋に入れて、口を結んでだしてください。
- ⑥ 木、板、枝等は、30cm位に切り、束ねて出してください。
- ⑦ ガラス、陶磁器、蛍光灯（割れた）、電球、耐熱ガラス、板ガラス、クリスタルガラス、コップ、鏡は、厚紙で包み「キケン」と書いて出してください。
- ⑧ 焼き鳥の串等、棒状のとがったものは先を折って出してください。
- ⑨ ダンボールは、ごみと一緒に捨てないで折りたたんで、資源化物回収置場に出してください。
- ⑩ ごみ集積所では、ごみは必ず奥のコンテナーから順次入れ、満杯の場合は、コンテナーの前方に置いて下さい。コンテナーとコンテナーの間、通路等には絶対に置かないで下さい。

* 収集車の職員が作業中、焼き鳥の串等を手足に刺したり、ガラスの破片で指を切ったりするけがが度々発生していますので、その防止にご協力ください。

収集及び排出日

(1) 土曜、日曜、祝日及び火曜日（資源物の日）を除く毎日。

3連休の場合 $\begin{cases} \text{土・日・月曜日の休日のときは月曜日} \\ \text{金・土・日曜日の休日のときは金曜日} \end{cases}$ が収集及び排出日となります。

(但し、市の都合により、収集日に変更がある場合は、事前に通知します。又、年末年始の排出、収集日程については、別途市の生活環境事業所から通知されます。)

(2) 収集日以外の日は、絶対にごみを出さないでください。

(休日明け、連休明けは、ごみの量が多くなりますので、できるだけ二日間、或いは三日間に分けて出してください。)

(2) 粗 大 ゴ ミ

収集するもの・・・一般家庭で不要となった家具・電機器具等。

家具寝具類 (タンス、机、椅子、ベット、布団等)

電気器具類 (電子レンジ、掃除機等の大型器具類)

諸車類 (自転車、バイク [50cc以下]、三輪車等)

陶磁器類 (火鉢、七輪等)

材木類 (長さ 2m 以下、太さ直徑 20cm 以下の木材、木の幹、パイプ等)

その他 (18ℓ缶、解体した物置等 [業者が解体したものと除く])

収集しないもの・・・冷蔵庫、洗濯機、テレビ（ブラウン管方式）、エアコン、耐火金庫、自動車、バイク [50cc以下]、タイヤ、ピアノ、消火器、バッテリー、ガスボンベ、長さ 2m・直徑 20cm を超える木材、木の幹・パイプ等で重量が極めて重いもの、容積・長さが極めて大きな物、収集作業に危害を及ぼす恐れのあるもの、有害物質等の処理困難物。

以上に該当する粗大ごみは収集されませんので、販売店等に引き取ってもらってください。

粗大ごみの収集日と、排出日及び申込方法

・ 収集日・月 2 回（第一及び第三月曜日）

（粗大ごみを排出する場合は、必ず管理センター [☎ 044-366-5303] に電話で、申込みをし、管理センターから申込用紙を貰って、必要事項 [棟・部屋番号・氏名・電話番号・品名・個数] を記入し、粗大ごみに個別に添付した上で、粗大ごみ集積場に出してください。申込なく、用紙添付のない粗大ごみは収集されませんので必ず申込をしてください。）

・ 排出日と時間・普通ごみ収集日と資源物の日（火曜日）午前 7 時～午後 9 時

・ 普通ごみを収集しない土日、祝日（火曜日を除く）は、粗大ごみは出さないでください。
この日は粗大ごみ集積場は施錠し閉鎖します。ただし当日、引っ越しやその他の事由でやむを得ない場合のみ管理センターに予め申込した場合は、粗大ごみ集積場を開けます。

川崎生活環境事業所には、管理センターから電話連絡します。

廃棄物処理手数料

排出量が一回で100kgを超える場合には、100kgを超える部分について1kgまでごとに14円の廃棄物処理手数料がかかります。

(3) 空き缶

収集するもの・・・飲料缶、スプレー缶、食品缶、粉ミルク缶。

(大きさは、18ℓ未満の缶で、それ以上の缶は粗大ごみとなります。)

排出方法

- ① ごみ集積所の、空き缶入れ容器（ペットボトルと共に）に入れて下さい。【空き缶、ペットボトル以外の異物（びん類、プラスチック類等）を混入しないで下さい。収集を拒否されます。】
- ② アルミ缶等はできるだけつぶす等、容積を小さくして空き缶入れ容器に入れてください。
- ③ 空き缶は、ポリ袋等に入れず、缶だけを空き缶入れ容器に入れてください。
- ④ 缶は中身をきれいに取り除いてから空き缶入れ容器に入れてください。
- ⑤ スプレー缶、卓上コンロ用簡易ポンベ缶は、中身を完全に使い切り、火の気が無い屋内で穴を開けガスを抜いて空き缶入れ容器に入れてください。又は、栓を抜いてガスを放出して、空き缶入れ容器に入れてください。
- ⑥ 大きな缶は、「空き缶入れ容器」に入れず、「空き缶入れ容器」の横に出してください。

排出日

土曜日、日曜日、祝日等ごみ出し禁止日を除く毎日。「資源物の日（火曜日）」は排出可。

収集日

・毎日火曜日（その曜日が祝日の場合は次週の収集になります。）

(4) ペットボトル

収集するもの・・・のマークのついた飲料、酒、みりん類、しょうゆ用に使われたペットボトルに限ります。

排出方法

- ① ごみ集積所の、ペットボトル入れ容器（空き缶と共に）に入れて下さい。【ペットボトル、空き缶以外の異物（びん類、プラスチック類等）を混入しないで下さい。収集を拒否されます。】
- ② キャップはボトル本体と材質が違うため外してください。キャップは普通ごみです。
- ③ リサイクルの際の品質をよくするため、中をサッと洗って出して下さい。
- ④ ペットボトルはつぶして出して下さい。
- ⑤ ソース、食用油の容器は油分などの汚れが付着しているため、また、塩化ビニールなどで作られた容器は材質が違うため、普通ごみとして出して下さい。

排出日

土曜日、日曜日、祝日等ごみ出し禁止日を除く毎日。「資源物の日（火曜日）」は排出可。

収集日

毎週火曜日（その曜日が祝日の場合は次週の収集になります）。

(5) 空きびん

収集するもの・・・飲料びん、食品用びん等。

（化粧品用びんは材質が異なり、リサイクルできないため、普通ごみとして出してください。）

（一升びん、ビールびん等のリターナブルびん[生びん]類は出来るだけ販売店に返却するなどして再利用にご協力ください。もし、どうしても投棄しなければならない場合は、古紙、ダンボール等と同様の場所、資源回収の指定場所に出してください。）

排出方法

- ① ごみ集積場に設置の「空きびんポスト」にそれぞれ色別に入れてください。
- ② 「空きびんポスト」に入る場合、ポリ袋等から出して、必ず空きびんだけを入れてください。
- ③ 空きびんを出すときは「キャップを取って」「中身をだして」「さっと洗って」ポストに入れてください。

排出日

・土曜日、日曜日、祝日等ごみ出し禁止日を除く毎日。ただし「資源物の日（火曜日）」は排出可。

収集日

・原則として月1回業者が回収に来ます。ポストが満杯の場合は、管理センターからの連絡で回収されます。

(6) 雑金属

雑金属として回収されるものは次の通りです。

厨具類・・・フライパン、やかん、鍋、釜、ポット、餅網、包丁、スプーン、おたま、魚焼き、ボール、卓上コンロ、おぼん、ミキサー、トースター等

電気器具類・ラジオカセット、ヘヤードライヤー、ひげそり器、蛍光灯器具（蛍光灯は除く）電気スタンド、換気扇、アイロン、ホットカラー等

その他・・・傘、洗濯干し、ハンガー、電話機、額縁、かなづち、のこぎり、ペンチ、鳥かご、はさみ、針金、灰皿、時計、くず入れ、剃刀の刃等

収集しないもの・・・バッテリー、ガスボンベ、消火器

排出方法

- ① 普通ごみ集積場の緑色のコンテナーに入れてください。
- ② プラスチック製のような非金属製品は、粗大ごみもしくは、普通ごみとして排出してください。
- ③ 包丁・剃刀の刃等の危険物は必ず厚紙等で包むこと。
- ④ 一邊の長さ30cm以下を目安としますが多少、柄の長さがこれを越えても可。
- ⑤ ラジカセなど乾電池使用のものは、乾電池を、又、卓上コンロのガスボンベは、取りはずしてから出してください。
- ⑥ 照明器具は、電球、蛍光灯をはずして出してください。
- ⑦ 18ℓ缶は粗大ごみとして出すこと。

排出日

- ・土曜日、日曜日、祝日等ごみ出し禁止日を除く毎日。ただし「資源物の日（火曜日）」は排出可。

収集日

- ・毎週火曜日（資源物の日）

(7) 使用済み乾電池

収集するもの・・・筒型及び積層型の乾電池

（ボタン型電池は電気店、カメラ店、スーパー等で回収を行っていますので、販売店に設置されている「回収箱」に返却してください。）

排出方法

- ・ごみ集積場の指定容器に出してください。乾電池は人体に有害な物質を含んでおりますのでモレない透明な袋に入れて出してください。（コンテナーには絶対に入れないとださい。）

排出日

- ・土曜日、日曜日、祝日等ごみ出し禁止日を除く毎日。ただし「資源物の日（火曜日）」は排出可。

収集日

- ・毎週水曜日（その曜日が祝日の場合は次週の収集になります。）

(8) 蛍光灯

排出方法

- ・ごみ集積場の赤いプラスチック容器に出してください。
- 割れた、蛍光灯は厚紙に包み「ギケン」と書いて、普通ごみとして出してください。（青・黄色のコンテナー）

排出日

- ・土曜日、日曜日、祝日及び火曜日（資源物の日）を除く毎日。

(9) 犬・猫等の死体

排 出 方 法

- 飼い犬・猫の場合は、各自が川崎生活環境事業所（☎ 044-541-2043）に連絡してください。ただし、処理手数料はかかります。（1個につき2,000円）
- 又、個別に収骨処理したい場合は、横浜市西寺尾火葬場（☎ 045-421-0850）に連絡してください。

収 集 日

- 川崎生活環境事業所の場合は、連絡あり次第随時収集します。（時間帯によっては、翌日の収集になることもあります。）

II. ごみの減量とリサイクルの実践

ごみを減らすことによりごみ処理費用が節約になり、汚染物質が減少します。リサイクルを進めることにより、資源の有効活用ができ、エネルギーの節約ができると同時に自然環境の保全に役立ちます。

(1) 家庭でできるごみの減量法

- 買い物には、かごや袋を持っていきましょう。
- 過剰包装は遠慮しましょう。
- 料理に工夫を。材料や食料油は無駄なく使い切りましょう。
- 新聞雑誌、ダンボール、古紙は資源集団回収に出しましょう。（ごみ集積場回収置場）
- 古着はリフォームしたり、譲ったりしましょう。（フリーマーケットの活用）
- 生びん（ビールびんや酒びん）は資源集団回収に出したり、販売店に返却しましょう。
- エコマーク商品やグリーンマーク商品を選びましょう。
エコマークとグリーンマークは、皆さんのが環境にやさしい商品を選択できるように作られたマークです。
- リサイクル促進のため、積極的に再生品を使いましょう。

皆さんの暮らしに身近な主な商品には次のようなものがあります。

「エコマーク商品」

廃食用油再生せっけん

生ごみコンポスト化機器

リターナブル容器

乳児用布製おむつ

再生品（文具類等）



エコマーク

「グリーンマーク商品」

（古紙を使用した再生品）

トイレットペーパー・ちり紙

封筒・ノート・原稿用紙

パルプボード家具

植木鉢等



グリーンマーク

※ 買い替えのときは、古い製品を引き取ってくれるお店を選びましょう。

(2) リサイクル活動の実践

川崎市では、平成8年から順次地区を指定し「資源物の日」を設置、当セソールは、平成9年2月から毎週火曜日を「資源物の日」として実施しています。

A 資源集団回収（資源化物回収置場に出す）

・・・当マンションでは新聞雑誌、ダンボール、生びん等の資源化物を一定場所に集め、回収業者に一括して引き渡しています。

※ 資源化物は、下記のように分別し当マンション資源化物回収置場、又は指定の容器に出すことを励行しましょう。

◎ 新聞・・・4ツ折とし、紐で十文字にしばる。

（新聞販売店で配布している新聞整理袋は使用可、以外は不可）

◎ 雑誌・・・大きさを揃えて、紐で十文字にしばる。

◎ ちらし・・・大きさを揃えて、紐で十文字にしばる。

◎ ダンボール・・・折りたたみ、平たくして、紐でしばる。

◎ 古布・・・古着はたたみ、下着ボロ等はまとめて、紐でしばる。

◎ 空き缶・・・空き缶入れに、アルミ缶はつぶして出す。

◎ ペットボトル・・・キャップを外し、中をサアと洗いつぶして出す。

◎ 雑金属・・・緑色のコンテナーに入れてください。

※ 但し、次のような資源化物として、回収出来ない紙製品（禁忌品）は、回収の対象になりませんので普通ごみとして出してください。

◎ 古紙に混入しやすい主な禁忌品（普通ごみ）（青・黄色のコンテナー）

窓のついた封筒、ビニールコート紙、紙コップ等のワックス加工紙、油紙、写真、合成紙、防水加工紙、感熱紙（ファックス紙）、感熱発泡紙、裏カーボン紙、ノーカーボン紙。

◎ ダンボールに混入しやすい禁忌品（普通ごみ）（青・黄色のコンテナー）

ビニール系塗料を塗布した紙、通称ゲボール。

B 牛乳パック回収（資源化物回収置場、又はスーパー等の回収ステーションへ出す）

・・・牛乳パックの原料は針葉樹の100%バージンパルプが使用されており、これをリサイクルすると、1リットル入りパック30枚で5個のトイレットペーパーを作ることができます。

牛乳パック回収はごみを減らすだけでなく、地球全体の森林資源保護に役立ちます。

C フリーマーケットの開催

・・・家庭で不要になった品物や手作り品をそれぞれが持ち寄って特定場所で行うリサイクル品の即売会です。

III. 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

平成13年4月から家電リサイクル法が施行されました。対象となる家電製品は、エアコン、テレビ（ブラウン管方式）、冷蔵庫、洗濯機の4品目です。今まで市が「粗大ごみ」として収集していましたが、これからは、家電小売店が排出者（居住者）の求めにより引き取ります。その為、4品目は市の粗大ごみ収集では収集をしません。今後は、新ものに買い換えるなどの理由で捨てる時は、排出者本人が家電小売店へ引取りを依頼しリサイクル料金と、収集・運搬料金を負担する事になりました。これからは、粗大ごみとして出しますと不法投棄として罰せられますので十分注意してください。

IV. 廃棄物減量指導員

川崎市は平成6年4月から「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」に新たに新条例として、廃棄物減量指導員を規定し発足しました。

指導員の役目は市の地域住民と市の連携を密にして、ごみの分別収集の徹底と廃棄物の減量やリサイクルの推進に協力することです。任期は2年、川崎市長から委嘱されます。

当セソールからは管理組合と自治会の推薦により3名が委嘱されます。

V. ごみ排出方法一覧表

種類	内 容	排 出 方 法	排 出 場 所	排出日と収集日
普通ごみ（禁忌品欄も参照）	台所生ごみ、生け花類 天ぷら等の廃液 掃除機のごみ、動物の毛 木片、枝 ガラス、プラスチック、陶磁器、蛍光灯、竹串、化粧品用びん	水をよく切る 新聞紙、古布等にしみ込ませる 飛ばないように袋に入れ、口を閉じる 30cm位に切って束ねる ・割れ物は厚紙で包み「キケン」と書く ・蛍光灯はケースに入れるか、紙に包んで蛍光灯入れに（割れた蛍光灯は紙に包んで普通ごみのコンテナーへ）	黄色コンテナー 青色コンテナー	火、土、日、祝日を除く毎日 三連休の場合 土、日、月の時は月曜日 金、土、日の時は金曜日 に収集
製紙原料とならない紙製品（禁忌品）	窓のついた封筒、紙コップ等のワックス加工紙、油紙、写真、ファックス用紙、カーボン紙、防水加工紙、ビニールコート紙、セロハン、粘着テープ類、ワッペン類	袋は透明、半透明を使う、黒色の袋は使用禁止 普通ごみと同じ	蛍光灯入れ	休日明けは、ごみの量が多くなるので、出来るだけ2～3日に分けて出す
雑金属	フライパン、鍋、ポット、トースター、包丁、はさみ、ヘアドライヤー、ラジオカセット、アイロン、照明器具、ハンガー、電話機、傘、時計、灰皿、（プラスチック製のような非金属製品は粗大ごみ又は普通ごみ）	・包丁、剃刀の刃等の危険物は必ず厚紙で包む ・一辺の長さ30cm以下を目安とするが多少超えて也可 ・ラジカセの乾電池、コンロのガスピボンベは取り出す ・照明器具の電球、蛍光灯は取り外して出す	緑色コンテナー	排出日：土、日、祝日を除く毎日 収集日：毎週火曜日
粗大ごみ	タンス、机、椅子、ベッド、ふとん、電子レンジ、掃除機、自転車、バイク（50cc以下）、三輪車、陶磁器（火鉢等）、木材（長さ2m以下、太さ20cm以下）、パイプ、18錫缶	・収集日の2日前までに管理センターで、申し込み用紙に必要事項を記入する（生活環境事業所への電話連絡は管理センターが行う） ・排出量が1回で100kgを超える場合は、超える部分について1kg毎に14円の手数料がかかる	粗大ごみ集積所	排出日：土、日、祝日を除く毎日 朝7時～夜9時まで 収集日：毎週第1、第3月曜日
空き缶 ペットボトル	（注）：収集しないもの・・・冷蔵庫、テレビ（ブラウン管方式）、エアコン、洗濯機、タイヤ、バッテリー、耐火金庫、ガスピボンベ（卓上用は除く）、ピアノ、消火器、オートバイ	販売店、業者に相談のこと		収集しない
空きびん	飲料缶、スプレー缶、食品缶、粉ミルク缶（18錫未満）、卓上コンロ用簡易ポンベ缶、△マークのついた飲料、酒、みりん類、しょうゆ用ペットボトル、（ソース、食用油の容器、塩化ビニールの容器は普通ごみ）	・缶は中身を取り除いてサッと洗う ・アルミ缶はつぶして容積を小さくしてだす ・スプレー缶、ポンベ缶は穴をあけガスを抜く ・ペットボトルはキャップを取り外し中をサッと洗ってつぶして出す（キャップは普通ごみ）	ペットボトル 空き缶入れ	排出日：土、日、祝日を除く毎日 収集日：毎週火曜日 (祝日の場合は次週)
	飲料びん、食品びん、薬びん、 (注)：化粧用びんは普通ごみ、 一升びん、ビールびんは資源化物を参照	・中身は取り除いてサッと洗う ・キャップは取り外す	空きびんポスト (色別に投棄)	排出日：土、日、祝日を除く毎日 収集日：原則として月1回 業者が回収
	筒型及び積層型の乾電池		ごみ集積所の指定容器 (コンテナーには絶対に入れないこと)	
犬猫等の死体	犬、猫の小動物の死体	・川崎生活環境事業所(541-2043)に連絡する 但し、手数料がかかる（1個につき2000円） ・個別に集骨したい場合は、横浜市西寺尾火葬場(045-421-0850)	販売店、スーパー等の回収箱 共有地への埋葬は禁止	収集しない 随時 (連絡の翌日)
資源化物（資源集團回収品）	新聞、雑誌、ちらし、ダンボール、古布（クッション、ぬいぐるみ、雨合羽は除く）	・新聞紙、雑誌は大きさを揃えてヒモで十文字にしばる ・新聞販売店配布の新聞整理紙袋は使用可、これ以外の袋は使用禁止 ・ダンボールは解体して束ねてだす	資源化物回収置場	随時業者が回収
	牛乳パック 1升びん、ビールびん	洗って解体し乾かして、ヒモでしばる	販売店又は資源回収置場	

騒音など迷惑行為防止遵守事項

セソール内の良好な環境と隣人関係を維持するために、下記の事項を守ってください。

今回の改定で、騒音の基準値として室内環境騒音値の概念を導入しました。平均的にセソール内での室内環境騒音値は、25～30デシベル程度ですが住戸位置や時間帯により異なります。固定した基準値でなくて現状に即した基準値を設けることにより、きめの細かい管理をするとともに少なくとも現状より騒音環境を悪化させない狙いがあります。

- (1) 音響機器（ピアノ、オルガン、ステレオ、カラオケ、テレビ、ラジオ、その他楽器など）の使用法については、近隣がそれぞれの時間帯において、室内環境騒音値を維持できる程度まで音量を下げるか、防音装置を施工して音量を下げてください。
- (2) 特にピアノ等大きな音を発生させる楽器の演奏は、ヘッドホーンを使用してサイレント演奏にするか、防音装置などの設置により、所定の音量以下とする対策を施してください。
- (3) 日曜大工などは、騒音の発生しやすいものですので、近隣に迷惑が掛からないように行ってください。騒音の発生が予想される場合は、近隣にひとこと断ってから実施してください。
- (4) 建物内で跳んだり跳ねたり、大きな振動や音の発生する迷惑行為は止めてください。
室内で床がフローリングの場合は、近隣への影響がより起こりやすいので、例えばテープルの足に布などを履かして音の発生を防止するなどの対策を施してください。
- (5) 今後のフローリング施工の遮音等級はL-40以上とします。
- (6) 鳴き声を発する小動物を飼育している居住者は、鳴き声に注意してください。規則正しい食事と運動をさせ、小さいときからの厳しい躾が大切です。
- (7) 駐車場での不必要的空ぶかし、長時間のアイドリングは止めてください。
- (8) アリーナでのステージから飛び降りること及び不必要的飛び跳ねは止めてください。

ペット飼育遵守事項

当マンションは小動物（以下ペットと言う）の飼育は条件付きで之を認めてきました。

本マニュアルは此の実績を踏まえて、居住者相互間の理解を深め、誤解や不信の無いよう、ペットを飼育する場合の常識やマナーを「セソールペットの会」を中心に纏め、一部は規約に盛り込み、飼育者が他人に迷惑をかけない様にするものです。非飼育者はこの趣旨と動物愛護の精神を理解し、人とペットが共生できる快適な生活環境づくりに協力しましょう。

I. ペット飼育の基本ルール

〔「セソールペットの会」への入会（登録）〕

ペットの飼育に必要な基本的な条件は飼い主がペットの本能、習性を理解して、愛情をもってそのペットのしつけを十分行うと共に、そのペットを終生飼育することです。

当マンションの飼育者が他人に迷惑をかけない様に飼育するための基本的なルールとして：

- (1) 「セソールペットの会」に入会してください。
(「セソールペットの会」については後述します。)
- (2) 入会は飼育しているペット「セソールペットの会」に登録すれば入会が認められます。
登録は管理センターに設置してある、指定登録用紙に必要事項を記入の上、ペットの写真（カラー、サービスサイズ）を添付して管理センターに提出してください。
- (3) 登録後は、各戸玄関先に貼り付ける登録標識1枚と犬猫等の散歩用ワッペンが交付されます。それぞれの目的に応じて他人に識別できる方法で貼り付け又は取り付けてください。

〔「セソールペットの会」〕

- (1) 「セソールペットの会」（以下「ペットの会」と言う。）は管理組合の下部組織に属し、会則に沿って適正な運営をはかると共に、その運営状況は適宜管理組合との間で連携がとられます。
- (2) 「ペットの会」は飼い主が管理規約又は会の規約に違反して、他人から迷惑や危害を加えたとして苦情を受けた場合は、そのトラブルに対して理事長より権限委譲を受けて苦情処理を行う場合があります。

ただし、この行為は管理規約で規定する諮問機関としての行為を超える事はありません。

II. セソールペットの会の会則

(1) 目的

「セソールペットの会」(以下「ペットの会」と言う。)はペットの飼育に当たり、会員間で自主的に、他人に迷惑をかけないように必要な事項を定めます。更に、会員間は勿論、非会員にあっても広く友愛活動を通して、動物愛護について相互理解を深める活動を行います。

(2) 会員の資格

ペットの飼育者は全員、本「ペットの会」に入会する事が義務付けられます。又、ペットを飼っていない方でも入会を希望する場合は之を拒みません。

(3) 会費及び登録費用

「ペットの会」への入会について会費徴収はいたしません。

ただし、ペット登録費用については次の通りとします。

登録標識は会員世帯1戸につき1枚とし、登録費用として500円を徴収します。

ペット散歩用は別にワッペンを、1匹につき1枚配布し、当マンション居住者ペットとその他のペットとの区別をします。ワッペンは1枚500円とします。

もし、ワッペンを紛失、汚損で交換の時は、1枚1000円(実費)で購入願うこととします。

※ 散歩用ワッペンはセソール居住者の飼育を示すもので迷子になった時や、トラブルが起きた時に活用します。

(4) 飼育できるペットの種類及び条件

神奈川県条例に抵触しない動物(本ペット関係マニュアルの巻末に添付)、及び規約集の使用細則の禁止事項(2)の(イ)～(二)(詳細はペットと飼育マナーを参照願う。)に抵触しないもの。

なお、犬については原則として大型犬及び、その性格が攻撃的な犬種、それに例え小型犬であっても飼主が完全にコントロールできない犬の飼育は禁止します。大型犬の定義としては、概ね体高70cm以上、あるいは体重50kg以上とする。攻撃的な犬種としてはシェパード、グレート・デン、ボクサー、土佐犬等々とします。ゴールデン、ラブラドール等は飼育できる犬種としますが、これらについては飼主の責任において専門家の訓練を義務づけるものとします。

ただし、会則変更以前に飼育している犬については、この限りではないとします。

(5) 苦情処理、勧告、指示

理事長(管理組合)の権限委譲を受けて、之を行うが諮問機関としての域を出ません。

(6) 活動計画

会員の懇談会を中心に、毎年動物愛護と飼育のマナーの向上と普及を目的とした活動を行います。

(7) 役員

本会に次の役員を置く

会長1名、副会長1名、各棟委員2名(但し、サードピアは1名)とします。

ただし、各棟委員2名は、原則として犬、猫夫々の飼育者1名宛とします。

任期は原則として1年とし、再任を妨げません。

III. 飼い主の行う手続き

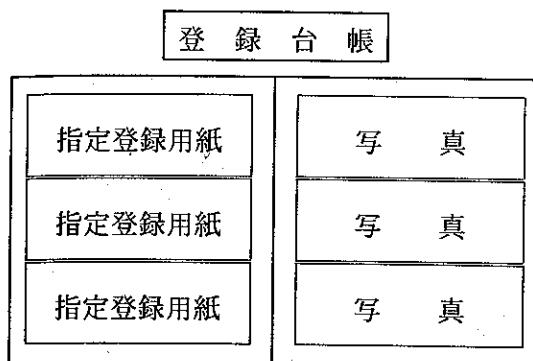
- (1) セソール内のペット飼育者は、管理組合の下部組織であるセソール・ペットの会に入会しペット登録をしなければなりません。
- (2) 飼い主は、管理組合に対して、指定の登録用紙に下記の事項を記入のうえ、動物の写真(カラー、サービス・サイズ)を添えて届け出をしてください。
- イ) 棟・部屋番号
ロ) 飼い主の氏名
ハ) 電話番号
- 二) ペットの種類(例) 犬・プードル 猫・日本猫 うさぎ・アンゴラ
- ホ) 呼び名・性別(雌雄)
ヘ) 犬を飼育している場合は、保健所登録番号
- ト) 備考欄 この欄には特別の事情がある場合に記入してください。
(例) 心臓病なので予防注射が受けられません。
老犬なので、散歩のときにリード(ひも)でつなげません。
なお指定の登録用紙はペット1匹につき用紙1枚です。
- (3) 登録されたペットに対して、管理組合は標識及びワッペンを発行します。
- (4) 飼い主は、管理組合が発行する標識を玄関等、他の居住者が見やすい場所に掲示してください。散歩用ワッペンも標識同様、首輪など他の居住者が見やすい所に取付けてください。
- (5) ペット飼育をやめた場合(ペット死亡、譲渡等)もその旨管理組合に通知してください。

指定登録用紙(登録台帳用)

(原寸)

ピア	号室	電 話
氏 名		
動 物 の 種 類		
呼 び 名		雌・雄
犬の保健所 登録番号		
備 考		

登録台帳と登録標識及びワッペン



登録台帳は、記入された指定登録用紙と共に提出された写真を添付してファイルされ、登録台帳として保管されます

管理組合発行の標識
(会員表示マーク)



玄 門 用
銀 地 に 黒

ワッペン

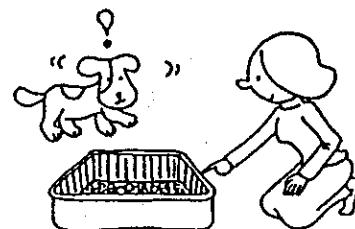


散 步 用
緑地に橙色(蛍光)

IV. ペット飼育マナー

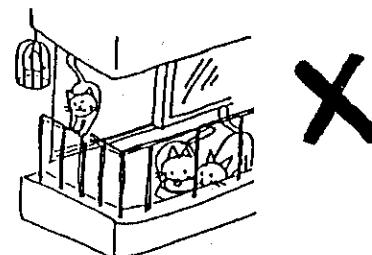
(1) 飼い主の責任と犬、猫へのしつけ

- ペットによる汚損、破損、障害等が発生した場合は、その責任を負うとともに、誠意をもって解決をはかること。
- 犬猫には、必要なしつけ（排泄、咆吼防止等）を行うこと。



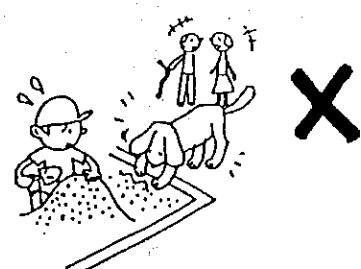
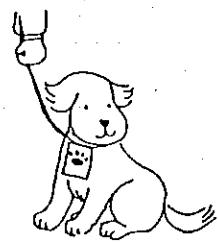
(2) 住居専有部分において飼い主の守るべき事項

- ペットは、自己の住居専有部分において飼うこと。
(ベランダ、バルコニーは専有部分ではなく共用部分)
- ペットの異常な鳴き声や、糞尿等から発する悪臭によって近隣に迷惑をかけないこと。
- ペットは、常に清潔に保つとともに、疾病の予防、衛生害虫（蚤・ダニ等）の発生防止等の健康管理を行うこと。
- ペットの毛や羽の手入れ、ケージの清掃等を行う場合は、必ず窓を閉めるなどして毛や羽等の飛散を防止すること。



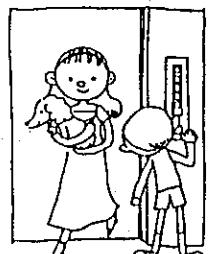
(3) セソールの共用部分において飼い主の守るべき事項

- イ. 共用部分において、ペットにえさや水を与えないこと。
- ロ. ペットを住居専有部分以外に連れ出す場合は放し飼いにせず首輪等の見やすい位置に管理組合発行のワッペンを付けること。
- ハ. ペットを特にセソール建物内および敷地内のコンクリート・タイル・レンガ部分に排尿させないこと（悪臭及び変色防止のため）
- 二. 犬猫等が共用部分で万一排泄した場合は、糞便を必ず持ち帰るとともに、衛生的な後始末を行うこと。
- ホ. 犬猫等を散歩させる時は、セソール公園の砂場や、芝生等に入れないこと。
- ヘ. 廊下、エレベーター等では、原則としてペットは抱きかかえ、又はケージ等に入れて移動すること。
- ト. 雨の日、散歩から帰り、エレベーターに犬をのせる時は必ず犬の身体を拭いてからのせること。
- チ. 万一廊下、エレベーター等をペットが汚損した場合は、清掃等後始末を行うこと。
- リ. 共用部分で、ペットの毛や羽の手入れ、ケージの清掃等を行わないこと。



(4) その他飼い主の守るべき事項

- イ. 地震、火災等の非常災害時には、ペットを保護するとともに、他の居住者等に危害を及ぼさないよう留意すること。
- ロ. ペットが死亡した場合は、適切な取扱いを行い、管理センターにその旨届けること。
- ハ. 犬猫等には、不妊去勢手術等の繁殖制限措置を行うよう努めること。



V. 飼育が禁止されるもの

(神奈川県動物保護管理規制)

別表第1 (ペットとしての飼育が禁止される動物)

綱	目	指 定 動 物 の 区 分
ほ 乳 綱	食肉目	1. ネコ科の動物のうちトラ及びライオン
		2. ネコ科の動物のうちジャングルキャット、カラカル、オオヤマネコ、ボブキャット、サーパルキャット、ボールデンキャット、オセロット、ピューマ、ウンピョウ、ヒョウ、ジャガー、ユキヒョウ及びチーター
		3. クマ科(ウマグマを除く。)の動物
	長鼻目	4. ゾウ科の動物のうちアフリカゾウ及びインドゾウ
	霊長目	5. オランウータン科の動物
		6. オマキザル科(ヨザル、モンクサキ及びリスザルを除く。) オナガザル科(タラポアンを除く。) 及びテナガザル科の動物
は 虫 綱	ワニ目	7. アリゲーター科、クロコダイル科及びガゼアル科の動物
	有りん目	8. ポア科の動物のうちポアコンストリクター、アナコンダ、アメシストニシキヘビ、インドニシキヘビ、アミメニシキヘビ、及びアフリカニシキヘビ
		9. コブラ科及びクサリヘビ科の動物
鳥 綱	ワシタカ目	10. ワシタカ科の動物のうちクマタカ、イヌワシ、オジロワシ、オオワシ及びハゲワシ